

医科点数表の解釈

平成 26 年 4 月版

Web 追補 No.8 (平成 27 年 3 月号)

平成 27 年 3 月 6 日作成

- 以下の通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成 27 年 2 月 19 日 保医発 0219 第 1 号
 - 平成 27 年 2 月 23 日 保医発 0223 第 2 号
 - 平成 27 年 2 月 27 日 医療課事務連絡
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html)
- 「平成 26 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱い等について」(平成 27 年 2 月 27 日医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
466	◇		<p>Mac-2結合蛋白 (M 2 B P) 糖鎖修飾異性体</p> <p>ア Mac-2結合蛋白 (M 2 B P) 糖鎖修飾異性体は、D 215-2 肝硬度測定 of 所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</p> <p>ウ 本検査と D 007 血液化学検査の「38」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P) 若しくは IV 型コラーゲン、同区分「40」の IV 型コラーゲン・7 S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ (PH) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦</p> <p>(平 26. 12. 26 保医発 1226 1)</p> <p>[上記は D 215-2 肝硬度測定を準用する項目として、Web 追補 No. 6 にて追加済み]</p>	<p>Mac-2結合蛋白 (M 2 B P) 糖鎖修飾異性体</p> <p>ア Mac-2結合蛋白 (M 2 B P) 糖鎖修飾異性体は、D 215-2 肝硬度測定 of 所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、D 026 検体検査判断料の「3」の生化学的検査 (I) 判断料を算定する。</p> <p>イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</p> <p>ウ 本検査と D 007 血液化学検査の「38」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P) 若しくは IV 型コラーゲン、同区分「40」の IV 型コラーゲン・7 S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ (PH) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦</p> <p>(平 26. 12. 26 保医発 1226 1)</p> <p>(平 27. 2. 19 保医発 0219 1)</p>
554	右	下から 1 行目	[次行に追加]	オ 髄膜炎菌ワクチン
555	右	上から 1 行目	オ	カ
555	右	上から 2 行目	カ	キ
555	右	上から 3 行目	キ	ク
555	右	上から 4 行目	ク	ケ
555	右	上から 5 行目	ケ	コ
555	右	上から 6 行目	コ	サ
555	右	上から 7 行目	サ	シ
555	右	上から 8 行目	シ	ス
555	右	上から 8 行目	[次行に追加]	(平 27. 2. 23 保医発 0223 2)
884	◇		<p>BRAF V600</p> <p>ア BRAF V600 は、N 005-2 A L K 融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイム PCR 法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。 ㊦</p> <p>(平 27. 1. 30 保医発 0130 1)</p>	<p>BRAF V600</p> <p>ア BRAF V600 は、N 005-2 A L K 融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、病理診断料・判断料は算定せず、D 026 検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。</p> <p>イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF 阻害剤の投与の適応</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			[上記はN005-2ALK融合遺伝子標本作製を準用する項目として、Web追補No. 7にて追加済み]	を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。  (平27. 1.30 保医発 0130 1) (平27. 2.19 保医発 0219 1)
1371	右	上から6行目	看護補助者の算出方法	看護補助者の算出方法 ^{※9}
1371	右	下から4行目	[次行に追加]	※9 看護補助者配置加算の届出に必要な看護補助者の最小必要数の5割未満をみなし看護補助者とすることができる取扱いは、平成27年3月31日までとなるため、平成27年4月1日以降に看護補助者配置加算を算定するために届け出る場合の看護補助者の算出方法は、「看護補助者の月延べ勤務時間数の計(実測値)[H]」、「1日看護補助配置数 ^{※6} (基準値)[J]」[(A/25)×3]、「月平均1日当たり看護補助者配置数[K][H/(日数×8(時間))]」のみを用いること。
1660	左	下から4行目	1 就業規則に記載がある場合は、写しを添付することをもって記載にかえることができる。	1 就業規則に記載がある場合は、写しを添付することをもって記載にかえることができる。 ただし、平成27年4月1日以降に当該加算を算定するに当たっては、就業規則の写しが必要となる。